

他制度の開示例（セグメント情報）

目次

1. 公益法人（平成 20 年会計基準）	2
2. 社会福祉法人	4
3. 国立大学法人	6
4. 株式会社	8

1. 公益法人（平成 20 年会計基準）

会計区分ごとの内訳表	貸借対照表：あり 正味財産増減計算書：あり ※公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3つに区分する。 ※貸借対照表の内訳表は、収益事業等から生じた収益のうち 50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人に限り作成する。なお、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 最終報告（令和5年6月2日）」において、将来的には全ての公益法人に、貸借対照表の会計区分ごとの内訳表作成を義務付ける方向性が示されている。
事業区分ごとの内訳表	貸借対照表：なし 正味財産増減計算書：あり ※事業の内容、設備・人員、市場等により、会計区分を更に区分する。 ※公益目的事業内の区分は、法人が事業の内容に即して集計単位を定めることができる。
拠点区分ごとの内訳表	なし ※支部を有する法人においては、支部の活動等を勘案して上記内訳表を作成するものとされている。
内訳表の開示義務	あり

（参考）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 19 条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 30 条第 6 項、公益認定等ガイドライン I-18 認定法第 19 条関係<収益事業等の区分経理>、「公益法人会計基準」の運用指針

（正味財産増減計算書の内訳表の様式）※「公益法人会計基準」の運用指針 13

（様式 2-3）

公益社団・財団法人の会計区分については、正味財産増減計算書の内訳表として以下のように表示する。なお、会計区分のうち公益目的事業内の区分については、法人が事業の内容に即して集計単位を定めることができる。

正味財産増減計算書内訳表

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 等消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											
中科目別記載											
受取補助金等											

2. 社会福祉法人

会計区分ごとの内訳表	貸借対照表：あり 事業活動計算書：あり 資金収支計算書：あり ※会計の区分として、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。(社会福祉法人会計基準第 10 条第 1 項) ※拠点区分には、サービス区分(社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。)を設けなければならない。(社会福祉法人会計基準第 10 条第 2 項)
事業区分ごとの内訳表	貸借対照表：あり 事業活動計算書：あり 資金収支計算書：あり
拠点区分ごとの内訳表	貸借対照表：あり 事業活動計算書：あり 資金収支計算書：あり
内訳表の開示義務	あり

(参考) 社会福祉法 45 条の 27、社会福祉法人会計基準

(事業活動計算書の内訳表の様式) ※社会福祉法人会計基準

第二号第二様式(第二十三条第四項関係)

事業活動内訳表

(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
サービス活動増減の部	収益						
	介護保険事業収益						
	老人福祉事業収益						
	児童福祉事業収益						
	保育事業収益						
	就労支援事業収益						
	障害福祉サービス等事業収益						
	生活保護事業収益						
	医療事業収益						
	退職共済事業収益						
	(何)事業収益						
	(何)収益						
	経常経費寄附金収益						
その他の収益							
サービス活動収益計(1)							
費用	人件費						
	事業費						
	事務費						
	就労支援事業費用						
	授産事業費用						
	退職共済事業費用						
	(何)費用						
	利用者負担軽減額						
	減価償却費						
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
	貸倒損失額						
	貸倒引当金繰入						
	徴収不能額						
徴収不能引当金繰入							
その他の費用							

～以下省略～

第二号第三様式(第二十三条第四項関係)

(何)事業区分 事業活動内訳表
(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		(何)拠点	(何)拠点	(何)拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
サービス活動増減の部	収益						
	介護保険事業収益 老人福祉事業収益 児童福祉事業収益 保育事業収益 就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 生活保護事業収益 医療事業収益 退職共済事業収益 (何)事業収益 (何)収益 経常経費寄附金収益 その他の収益 サービス活動収益計(1)						
	費用						
	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 授産事業費用 退職共済事業費用 (何)費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 貸倒損失額 貸倒引当金繰入 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用 サービス活動費用計(2)	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××

～以下省略～

3. 国立大学法人

<p>開示すべき一定のセグメント情報</p>	<p>(1) 学部・研究科 (2) 附属病院 (3) 共同利用・共同研究拠点 (4) 附属学校 (5) 産業競争力強化法第 2 1 条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業 ※附属病院、共同利用・共同研究拠点は、各拠点ごとに開示する必要があるが、附属学校は、複数の学校がある場合、それらを一括して「附属学校セグメント」とすることも差し支えない。 ※2以上の国立大学を設置する国立大学法人においては、原則として大学ごとに、上記セグメント区分を設けて開示する。</p>
<p>セグメントごとの表示内容</p>	<p>※当該セグメントにおいて行われる一切の活動に係る損益及び帰属資産について表示する。</p>

(参考)「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書(平成 15 年 3 月 5 日(令和 4 年 2 月 10 日改訂) 国立大学法人会計基準等検討会)、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(平成 15 年 7 月 10 日(令和 5 年 4 月 13 日最終改訂) 文部科学省・日本公認会計士協会)

(開示すべきセグメント情報 様式) ※「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針

(19) 開示すべきセグメント情報

(単位：千円)

区 分	○○学部 ・研究科	附属 病院	△△研究 所	附属 学校		小 計	出資 事業等	法人共通	合 計
業務費用 業務費 教育経費 研究経費 診療経費 教育研究支援経費									

受託研究費 共同研究費 受託事業費等 人件費 一般管理費 財務費用 雑損										
小 計										
業務収益 運営費交付金収益 学生納付金収益 附属病院収益 受託研究収益 共同研究収益 受託事業等収益 寄附金収益 財務収益 雑益										
小 計										
業務損益										
土地 建物 構築物 ： その他 帰属資産										

4. 株式会社

開示すべきセグメント 情報	<p>(会社計算規則)</p> <p>なし</p> <p>(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則)</p> <p>※第 8 条の 29 より要約</p> <p>1 企業を構成する一定の単位(「報告セグメント」という。)に関する情報について、以下を注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 報告セグメントの概要 二 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法 三 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの貸借対照表計上額又は損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容 <p>2 報告セグメントに関連する情報については、次に掲げる事項を注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 製品及びサービスごとの情報 二 地域ごとの情報 三 主要な顧客ごとの情報
------------------	---

(参考) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 29

(セグメント情報の様式) ※財務諸表等規則 第二号

様式第二号

【セグメント情報】

I 前事業年度(自 年月日 至 年月日)

1. 報告セグメントの概要
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位： 円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部 売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××

セグメント利益又は損失 (△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(負ののれん発生	×××	×××	×××	×××	×××	×××
益)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(減損損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....						

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

II 当事業年度 (自 年 月 日 至 年 月 日)

1. 報告セグメントの概要
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位： 円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部 売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失 (△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××

セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生 益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....						

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）